

## エコポイント対象住宅証明書の発行業務要領

ハウスプラス住宅保証株式会社

このエコポイント対象住宅証明書の発行業務要領は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会の会員であるハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が実施する新築住宅に係るエコポイント対象住宅証明書の発行に関する業務について適用します。

#### ・用語の定義

- 1．この要領において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- 2．この要領において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3．この要領において「住宅事業建築主基準」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成 21 年経済産業省・国土交通省第 2 号）をいう。
- 4．この要領において「省エネ基準」とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省第 3 号）または住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）をいう。

#### ・新築住宅に関する住宅エコポイント制度（前提）

##### 1．発行業務の位置付け

- 1）住宅エコポイントの発行対象については、平成 21 年 12 月 8 日～平成 23 年 7 月 31 日、平成 23 年 10 月 21 日～平成 24 年 10 月 31 日までに着工した住宅で、平成 22 年 1 月 28 日以降に工事が完了し、引き渡された住宅となります。
- 2）住宅エコポイントの取得を申請しようとする者は、住宅エコポイント事務局に、必要な添付書類を添えて申請書を提出することが求められます。  
住宅エコポイントの申請に必要な書類は、住宅エコポイント申請書及びエコポイント対象住宅判定基準に適合していることを証明する書類などです。
- 3）2）のうち、エコポイント対象住宅判定基準に適合していることを証明する書類としては以下のいずれかとなります。（ ～ については木造住宅、 、 は一戸建ての住宅の場合のみ）

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）に基づく設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級の等級 4 に適合しているもの）

住宅品質確保法に基づく建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級の等級 4 に適合しているもの）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）

【フラット35】S（省エネルギー性）に関する基準に適合

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）

【フラット35】S（20年金利引下げタイプ）（省エネルギー性）に関する基準に適合

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅事業主基準に係る適合証

エコポイント対象住宅証明書

4) 3)のうち、～については、既存の制度を活用したものであり、本要領ではのエコポイント対象住宅証明書の発行業務について説明します。

## 2. エコポイント対象住宅判定基準

次の基準は下表の住宅区分に応じて適用します。

- 1) 省エネ基準（木造住宅に適用）
- 2) 住宅事業建築主基準（一戸建ての住宅に適用）
- 3) エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

表：基準と対象になる住宅

|         | 木造住宅     | 木造住宅以外 |
|---------|----------|--------|
| 一戸建ての住宅 | 1) 又は 2) | 2)     |
| 共同住宅等   | 1) 又は 3) | 3)     |

## ・エコポイント対象住宅証明書の発行業務の要領

### 1. 手続きの流れ

#### 1) 審査・発行の条件

##### 業務の対象住宅

エコポイント対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、ハウスプラスが定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとします。また、依頼の時期は着工前、着工後を問わないものとします。

##### 適合審査の実施者

エコポイント対象住宅判定基準への適合審査（以下「適合審査」という。）の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員でハウスプラスに評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とします。また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある

るものとして平成 18 年国土交通省告示第 304 号を審査員について準用します。

適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、適用するエコポイント対象住宅判定基準に応じて次のとおりとなります。

a . . . 2 . 1 ) の基準による場合 ( 建て方に関わらず木造住宅 )

・省エネ基準の審査に必要な事項が明示された図書

( 例 ) 仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、Q 値等計算書

b . . . 2 . 2 ) の基準による場合 ( 構造に関わらず一戸建ての住宅 )

・省エネ基準の審査に必要な事項及び設置する設備機器等が明示された図書

( 例 ) 仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、Q 値等計算書、設備機器等が確認できる仕様書 ( カタログ等の写しを含む )、基準達成率算定シート、算定用 Web プログラムを使用している場合はプログラム出力表、省エネ基準の適合が証明できる書類かつハウスプラスが発行したもの ( 以下「評価書等」という。 ) を活用する場合は評価書等の写し

評価書等...設計住宅性能評価書 ( 原則省エネ等級 4 適合 )

建設住宅性能評価書 ( 原則省エネ等級 4 適合 )

長期優良の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書 ( フラット 3 5 S ( 省エネ基準適合 ) )

評価書等が添付されている場合は、省エネ基準の審査に必要な事項が明示された図書を省略できる場合があります。( c . において同じ。 )

c . . . 2 . 3 ) の基準による場合 ( 構造に関わらず共同住宅等 )

・省エネ基準の審査に必要な事項及び設置する設備機器等が明示された図書

( 例 ) 仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、Q 値等計算書、設備機器等が明示された仕様書 ( カタログ等の写しを含む )、評価書等を活用する場合は評価書等の写し

なお、設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を同時に申請する場合においては、適合審査に必要な提出図書のうち設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の提出図書と重複するものは省略することができます。(ただし、適合審査の内容が確認できる場合に限る。)

## 2) 業務の引受

・ハウスプラスは、依頼者から適合審査の依頼があった場合は、エコポイント対象住宅証明依頼書 ( 別記様式 1 号 ) のほか、1 ) の図書が正副 2 部添付されていること及び以下の事項について確認します。なお、エコポイント対象住宅証明依頼書、1 ) の図書については、あらかじめ依頼者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織 ( ハウスプラスの使用に係る電子計算機 ( 入出力装置を含む。 ) と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。 ) の使用又は磁気ディスク ( これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。 ) を受理

する方法によることができるものとします。

- a . 依頼のあった住宅が、機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること
  - b . 依頼のあった住宅の建て方（一戸建て住宅か共同住宅等）の確認をすること
  - c . 依頼のあった住宅の構造（木造住宅か木造住宅以外）の確認をすること
  - d . 依頼のあった住宅のエコポイント対象住宅判定基準の確認をすること
  - e . 依頼に評価書等の添付がある場合は、その書類の確認をすること
  - f . 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
- ・提出図書に特に不備がない場合には依頼者に対して引受承諾書等を交付します。

### 3) 適合審査の実施

- ・2) の後、「2 . 適合審査の方法」により審査を行います。
- ・1) で提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めます。

### 4) エコポイント対象住宅証明書等の発行

- ・「2 . 適合審査の方法」による審査が完了し、エコポイント対象住宅判定基準に適合していると認める場合、依頼者に対してエコポイント対象住宅証明書（別記様式2号）（以下「証明書」という。）を発行します。（変更計画に係る場合は別記様式4号の証明書を発行）
- ・証明書に記載する証明書発行番号は、別表「証明書発行番号の付番方法」に基づいて付番をします。
- ・依頼者から紛失等による証明書の再発行の依頼があった場合、証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行します。
- ・提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対してエコポイント対象住宅判定基準不適合通知書（別記様式5号）を発行します。
- ・証明書等の発行は、依頼書及び提出図書の副本を1部添えて行います。

### 5) 変更計画に係る業務手続き（従前の証明書をハウスプラスが発行した場合に限る）

- ・証明書の発行後に依頼者が計画を変更する場合は、依頼者から以下の書類の提出を受け、変更に係る適合審査を行います。なお、審査の実施方法は「1 . 手続きの流れ」1) から4) までと同じとします。また、c . の証明書の原本については受理したのち、ハウスプラスの責任において廃棄します。
- a . 変更エコポイント対象住宅証明依頼書（別記様式3号）
- b . 適合審査に要した図書（1) a、b、c) のうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書
- c . 変更前の証明書の原本

## 2. 適合審査の方法

### 1) 省エネ基準による場合

#### 【適用範囲】木造住宅

省エネ基準に適合していることを提出図書により審査します（別添資料）。なお、依頼時に住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書（以下「認定書等」という。）が添付されている場合は、当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することができます。

### 2) 住宅事業建築主基準による場合

#### 【適用範囲】一戸建ての住宅

住宅事業建築主基準に適合していることを提出図書により審査を行う。なお、依頼時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができます。

### 3) エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）による場合

#### 【適用範囲】共同住宅等

エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）に適合していることを提出図書により審査します。なお、依頼時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができます。ただし、認定書等の活用については別添資料に注意事項を記載していますのでご確認ください。

## . その他

### 1. 適合審査料金について（カッコ内は税込）

#### 1) 基本料金 申請新規及び変更申請

<戸建>

|  | 500㎡未満               | 500㎡以上 |
|--|----------------------|--------|
| 省エネ基準の適合審査・証明書発行業務   | 33,000円<br>(34,650円) | 個別見積   |
| トップランナー基準の適合審査・証明発行業務 1                                      | 38,000円<br>(39,990円) | 個別見積   |
| トップランナー基準の適合審査・証明書発行業務<br>(ハウスプラスの評価書等により断熱性能が省略<br>できる場合) 2 | 18,000円<br>(18,900円) | 個別見積   |

1: 他社の評価書等を添付して審査を申し込む全てのケース、およびハウスプラス住宅保証の評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書（省エネ等級4または3）、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット35S適合証明証（省エネ基準適合）の結果を活用し、基準達成率シートにおける断熱性能区分（イ）（エ）（オ）により審査を行う場合を含む

2: ハウスプラス住宅保証の評価書等の結果を活用し、基準達成率シートにおける断熱性能区分（ア）及び（ウ）により審査を行う場合

< 共同住宅等 > 2010年1月28日サービススタート

|                        | トップランナー基準                        |                    |  |
|------------------------|----------------------------------|--------------------|--|
|                        | 通常審査                             |                    | ハウスの評価書等により断熱性能審査が省略できる場合<br>(断熱性能要件に記載される開口部の性能審査を除く) |
|                        | 基本料金                             | 住戸当たり              |  |
|                        | 基本料金 + 住戸当たり × 住戸数               |                    | 住戸当たり × 住戸数  |
| 500㎡以下<br>(RC造を除く、長屋等) | 63,000円 / 1棟<br>(66,150円)        |                    | 34,200円 / 1棟<br>(35,910円)                              |
| 500㎡以下<br>(1~3住戸)      | 38,000円 / 1住戸<br>(39,900円)       |                    | 18,000円 / 1住戸あたり<br>(18,900円)                          |
| 500㎡以下                 | 49,500円<br>(51,975円)             | 3,000円<br>(3,150円) | 3,700円<br>(3,885円)                                     |
| 500㎡超<br>~ 1,000㎡以下    | 54,000円<br>(56,700円)             | 2,000円<br>(2,100円) | 3,350円<br>(3,517円)                                     |
| 1,000㎡超<br>~ 2,000㎡以下  | 120,000円<br>(126,000円)           | 2,000円<br>(2,100円) | 3,300円<br>(3,465円)                                     |
| 2,000㎡超<br>~ 3,000㎡以下  | 163,000円<br>(171,150円)           | 2,000円<br>(2,100円) | 3,200円<br>(3,360円)                                     |
| 3,000㎡超<br>~ 5,000㎡以下  | 163,000円<br>(171,150円)           | 2,000円<br>(2,100円) | 2,650円<br>(2,782円)                                     |
| 5,000㎡超<br>~ 7,000㎡以下  | 165,000円<br>(173,250円)           | 1,000円<br>(1,050円) | 2,500円<br>(2,625円)                                     |
| 7,000㎡超<br>~ 10,000㎡以下 | 165,000円<br>(173,250円)           | 1,000円<br>(1,050円) | 2,450円<br>(2,572円)                                     |
| 10,000㎡超~              | 別途見積                             |                    | 別途見積   |
| 備考                     | 住戸数が4~20戸未満の場合は、住戸数を20戸として算定します。 |                    | 住戸数が4~10戸未満の場合は、住戸数を10戸として算定します。                       |

料金体系は、一括申請での料金とし、個別申請は別途見積とします。

## 2) その他料金

事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとします。

適合審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスの長に申請する旨の年間契約を行う場合。
- ・ハウスの長が定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスの長が判断したとき。

適合審査料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

## 2. 秘密保持について

ハウスの長及び審査員並びにこれらの者であった者は、この適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはなりません。

### 3．帳簿の作成・保存について

ハウスプラスは、次の（１）から（１１）までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存します。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 証明書の発行業務の対象となる住宅の名称
- (3) 証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 証明書の発行業務の対象となる住宅の構造
- (6) 証明書の発行業務の対象となる住宅に適用したエコポイント対象住宅判定基準
- (7) 適合審査の依頼を受けた年月日
- (8) 適合審査を行った審査員の氏名
- (9) 適合審査料金の金額
- (10) 証明書の発行番号
- (11) 証明書の発行を行った年月日又はエコポイント対象住宅判定基準不適合通知書の発行を行った年月日

### 4．書類等の保存

帳簿は適合審査業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書および証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から５事業年度保管します。

### 5．国土交通省等への報告等

ハウスプラスは、公正な業務を実施するために国土交通省や住宅エコポイント事務局から業務に関する報告等を求められた場合には、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行います。

平成 21 年 12 月 24 日制定  
平成 22 年 1 月 28 日改定  
平成 22 年 3 月 9 日改定  
平成 23 年 11 月 7 日改定

## 別表

### 「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、16桁の英数字を用い、次のとおり表すものとします。

『        -        -        - E -        』

- |         |   |
|---------|---|
| 1～3桁目   | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）                |
| 4～5桁目   | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号                       |
| 6～9桁目   | 証明書発行日の西暦                                   |
| 11桁目    | 1：一戸建ての住宅<br>2：共同住宅等                        |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとします。） |

## 別添資料

省エネ基準の適合審査については、次の（a）又は（b）により実施します。

（a）住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号。以下「建築主等の判断基準」という。）

「1 - 3 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準」に適合することを確認します。

ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に規定する評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示 1347 号。以下「評価方法基準」という。）と同様に、次の取扱いができることとします。

- 1 評価方法基準第 5 5 - 1 省エネルギー対策等級（2）における特定条件を活用することができます。
- 2 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号。以下「設計・施工指針」という。）4（1）ロ又は（2）ロに掲げる基準に適合している場合にあっては、建築主の判断基準 1 - 3（2）ロ（イ）に適合しているものとしします。

（b）設計・施工指針

「2 断熱構造とする構造」、「3 躯体の断熱性能等に関する基準」及び「4 開口部の断熱性能等に関する基準」に適合することを確認します。

ただし、評価方法基準と同様に、次の取扱いができることとします。

- 1 「4 開口部の断熱性能等に関する基準」において「（1）又は（2）」とあるのは「（1）イ又は（2）イ及び（1）ロ又は（2）ロ」とします。
- 2 建築主の判断基準 1 - 3（2）ロに適合している場合にあっては、設計・施工指針 4（1）ロ及び（2）ロを適用しません。

エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）の審査において断熱性能要件を「建築主の判断基準」における「1 - 3 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準（1 - 3（2）ロを除く。）」に適合し、断熱性能以外の要件として、「開口部において高断熱仕様の窓を有する場合」を選択しようとする場合の認定書等の活用については、次の（a）及び（b）に注意する必要があります。

（a）住宅型式性能認定書について

住宅型式性能認定書が添付されており、当該認定書に記載されている窓の仕様とは異なる仕様の窓を計画する場合、型式認定の条件から外れるが、躯体の断熱性能については当該認定書の内容で審査することが可能であることとします。

( b ) 型式住宅部分等製造者認証書について  
型式住宅部分等製造者認証書の活用はできません。

## エコポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

(ハウスプラス住宅保証株式会社 宛)

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅のエコポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 記

【住宅の所在地（地名地番）】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等<sup>\*1</sup> ( 個別依頼 一括依頼 )

【住宅の構造】 木造 木造以外

【適用するエコポイント対象住宅判定基準】

省エネ基準 住宅事業建築主基準 エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

【評価書等の有無】 有 無

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価

設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級の等級4に適合しているもの）

建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級の等級4に適合しているもの）

【フラット35】S（省エネルギー性）に関する基準に適合

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定

認定通知書

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

その他<sup>\*2</sup>

設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級の等級3に適合しているもの）

建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級の等級3に適合しているもの）

( )

【着工日又は着工予定日】 年 月 日

|        |     |
|--------|-----|
| 受付欄    | 料金欄 |
| 年 月 日  |     |
| 第 号    |     |
| 依頼受理者印 |     |

<sup>\*1</sup> 個別依頼の場合は住宅又は建築物の名称と併せて住宅番号を記載し、一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください

<sup>\*2</sup> 上記以外の評価書等を提出する場合は、内容を明示したうえで、その他の欄に記載してください

## エコポイント対象住宅証明書

依頼者の氏名又は名称 殿

|                  |
|------------------|
| ハウスプラス住宅保証株式会社 印 |
|------------------|

下記の住宅は、エコポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

## 記

- 1．住宅の所在地（地名地番）
- 2．住宅又は建築物の名称
- 3．住宅の建て方
- 4．住宅の構造
- 5．適用したエコポイント対象住宅判定基準  
省エネ基準    住宅事業建築主基準    エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

|          |             |
|----------|-------------|
| 審査依頼年月日  | 年 月 日       |
| 証明書発行年月日 | 年 月 日       |
| 証明書発行番号  | - - - E - - |
| 審査員氏名    |             |

## 変更エコポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

(ハウスプラス住宅保証株式会社 宛)

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅の変更エコポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

## 【計画を変更する住宅の証明書】

- 1．証明書発行番号
- 2．証明書発行年月日
- 3．証明書を発行した者
- 4．変更の概要

|        |     |
|--------|-----|
| 受付欄    | 料金欄 |
| 年 月 日  |     |
| 第 号    |     |
| 依頼受理者印 |     |

## エコポイント対象住宅証明書（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

|                  |
|------------------|
| ハウスプラス住宅保証株式会社 印 |
|------------------|

下記の住宅は、エコポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

## 記

- 1．住宅の所在地（地名地番）
- 2．住宅又は建築物の名称
- 3．住宅の建て方
- 4．住宅の構造
- 5．適用したエコポイント対象住宅判定基準  
 省エネ基準    住宅事業建築主基準    エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

|          |             |
|----------|-------------|
| 審査依頼年月日  | 年 月 日       |
| 証明書発行年月日 | 年 月 日       |
| 証明書発行番号  | - - - E - - |
| 審査員氏名    |             |

## エコポイント対象住宅判定基準不適合通知書

第 号  
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

【ハウスプラス住宅保証株式会社 印】

下記の住宅については、下記の理由によりエコポイント対象住宅証明書を発行できませんので、不適合通知書を発行します。

### 記

1. 住宅の所在地（地名地番）
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 理由